

平成25年第3回 飯塚市議会会議録第6号

平成25年7月2日(火曜日) 午前10時02分開議

議事日程

日程第23日 7月2日(火曜日)

第1 総務委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第54号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)
- 2 議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- 3 議案第62号 財産の取得(消防ポンプ自動車)

第2 厚生委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第56号 飯塚市子ども・子育て会議条例
- 2 議案第57号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 3 議案第58号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例

第3 市民文教委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第59号 飯塚市污水处理施設条例の一部を改正する条例
- 2 議案第63号 財産の取得(教育用情報機器等)
- 3 議案第64号 訴えの提起(菰田中学校敷地内の民有地の時効取得による所有権確認)

第4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第60号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 2 議案第61号 契約の締結(川島公営住宅建設(建築)工事)
- 3 議案第65号 市道路線の認定
- 4 議案第66号 専決処分の承認(平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))

第5 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第67号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
- 2 議案第68号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 3 議案第69号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 4 議案第70号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第6 農業委員会委員の推薦

第7 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第7号 「慰安婦」問題での橋下徹「日本維新の会」共同代表の発言撤回を求める決議
- 2 議員提出議案第8号 国旗掲揚に関する決議
- 3 議員提出議案第9号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出

第8 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第8号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
- 2 報告第9号 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請

求事件))

- 3 報告第10号 継続費繰越計算書の報告(平成24年度飯塚市一般会計)
 - 4 報告第11号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成24年度飯塚市一般会計)
 - 5 報告第12号 繰越明許費繰越計算書の報告(平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計)
 - 6 報告第13号 事故繰越計算書の報告(平成24年度飯塚市一般会計)
 - 7 報告第14号 平成24年度飯塚市水道事業会計の予算繰越
 - 8 報告第15号 平成24年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越
 - 9 報告第16号 平成24年度飯塚市土地開発公社の決算
 - 10 報告第17号 平成25年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算
 - 11 報告第18号 平成24年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の決算
 - 12 報告第19号 平成25年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の予算
 - 13 報告第20号 平成24年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算
 - 14 報告第21号 平成25年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算
 - 15 報告第22号 平成24年度財団法人サンビレッジ茜の決算
 - 16 報告第23号 平成25年度財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算
- 第9 議席の一部変更
第10 署名議員の指名
第11 閉会

会議に付した事件

議事日程のとおり

議長(田中博文)

これより本会議を開きます。

総務委員会に付託していましたが「議案第54号」、「議案第55号」及び「議案第62号」、以上3件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。8番 佐藤清和議員。

8番(佐藤清和)

おはようございます。総務委員会に付託を受けました「議案第54号」、「議案第55号」及び「議案第62号」、以上3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第54号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、いづか健幸都市マスタープラン策定事業費について、本プラン策定に向け、各部署の連携をどのように考えているのかということについては、企画調整部長を委員長に、こども・健康部長を副委員長として、7部10課、11名で構成する飯塚市健幸都市推進委員会を設置し、事業を推進する予定にしているという答弁であります。

この答弁を受けて、健幸都市の実現は定住促進や医療費の削減にもつながることから、各部署間での協議を十分に行ったうえで、マスタープランの策定に取り組んでほしいという要望が出されました。

次に、橋りょう長寿命化事業費について、平成24年6月時点では33橋について早急に修繕が必要であると報告されていたが、今回の計画では、平成25年度からの10年間で

18橋の修繕となっているのはなぜかということについては、3月の計画策定時に見直しを行い、33橋から18橋に絞り込んだためであるが、他の橋についても緊急性や重要性等を勘案し、今後検討を行い実施していくという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市税の延滞金の利率はどのように変更されるのかということについては、利率の算定方法については特例基準割合に7.3%を加算した率となり、毎年見直しが行われる。平成26年1月1日の改正後は、現行の14.6%から9.3%に変更されるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第62号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（田中博文）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第54号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」、「議案第55号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」、及び「議案第62号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」、以上3件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

厚生委員会に付託していましたが「議案第56号」から「議案第58号」までの3件を一括議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。19番 藤浦誠一議員。

19番（藤浦誠一）

おはようございます。厚生委員会に付託を受けました議案3件について審査した結果を報告いたします。

「議案第56号 飯塚市子ども・子育て会議条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚市子ども・子育て会議の設置により、現在の飯塚市次世代育成施策推進委員会の委員を一度解任し、新たに選任するのかということについては、次世代育成施策推進委員会は、学識経験者、関係行政機関の職員、子育て関係団体の推薦を受けた者、一般公募及び市長が認める者で構成され、現在18名の委員を選考している。子ども・子育て会議の委員数や構成は次世代育成施策推進委員会のメンバーでほぼ網羅されており、今年4月1日付けで委嘱している委員を条例制定後に子ども・子育て会議委員に読み替えて、子ども・子育て支援事業計画の策定、及び次世代育成支援対策行動計画後期計画の進行管理等を審議していただこうと考えている。また、昨年度、認定こども園を開設したた

め、子育て支援に関する事業に従事する者として、認定こども園の代表者1名を委員として加え、19名の委員構成とする予定であるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第57号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第58号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（田中博文）

厚生委員長長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第56号 飯塚市子ども・子育て会議条例」、「議案第57号 飯塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、及び「議案第58号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

市民文教委員会に付託していましたが「議案第59号」、「議案第63号」および「議案第64号」、以上3件を一括議題といたします。市民文教委員長長の報告を求めます。18番 秀村長利議員。

18番（秀村長利）

おはようございます。市民文教委員会に付託を受けました議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第59号 飯塚市汚水処理施設条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第63号 財産の取得（教育用情報機器等）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、15社で入札を実施しているが、金額的にも高額であり、市内業者育成の観点からも、分割発注を実施することは考えなかったのかということについては、より多くの業者に入札の機会を提供するという観点のなか、可能なものについては、分割発注を実施することとしているが、今回の教育用情報機器は、機器のメンテナンスの問題や情報担当の教諭などで組織されるIT委員会での協議で、ハードとソフトを管理するうえで、同一業者が望ましいとの提言を受けたこと、また、近況の円安により輸入部品価格の上昇が予想されたため、価格をできる限り抑えたいことなどを踏まえ、一括発注で実施することにしたという答弁であります。

次に、仕様書にはパソコンは国内主要メーカーのものであることとの記載があるが、どの

ような考えのもとで記載したのかということについては、故障時など部品の納入が遅れることにより、学校現場で支障をきたすことのないよう、迅速な対応ができる国内のメーカーが望ましいとの考えのもと記載をしたという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第64号 訴えの提起（菰田中学校敷地内の民有地の時効取得による所有権確認）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、なぜ、いま時効取得の手続きをするのかということについては、菰田中学校は今年度限りで飯塚第一中学校との統合により廃校する予定となっている。跡地利用等の検討をするため、登記簿等の確認を行う中で、学校敷地内に民有地があることが判明し、顧問弁護士などに相談をした結果、教育施設として利用している間に、時効取得の手続きを実施することが適当であるとの見解であったため、今回議案として上程をしているという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会としては、「生活環境について」を閉会中の継続審査事件として調査終了まで付託を受けることに決定し、議長に申し出をいたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（田中博文）

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第59号 飯塚市污水处理施設条例の一部を改正する条例」、「議案第63号 財産の取得（教育用情報機器等）」、及び「議案第64号 訴えの提起（菰田中学校敷地内の民有地の時効取得による所有権確認）」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

ただいまの委員長報告にありましたように、市民文教委員長から飯塚市議会会議規則第105条の規定に基づき、「生活環境について」を閉会中の継続審査事件として、調査終了まで付託していただきたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。市民文教委員会に、「生活環境について」を閉会中の継続審査事件として、調査終了まで付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、市民文教委員会に「生活環境について」を閉会中の継続審査事件として、調査終了まで付託することに決定いたしました。

経済建設委員会に付託していましたが「議案第60号」、「議案第61号」、「議案第65号」及び「議案第66号」、以上4件を一括議題といたします。経済建設委員長の報告を求めます。3番 八児雄二議員。

3番（八児雄二）

経済建設委員会に付託を受けました議案4件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第60号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、水道メーター検針、料金徴収等業務については委託しており、アパート・マンション等共同住宅の各戸に子メーターを新たに設置すれば、その業務量もふえると想定されるが、委託料の見直しも行うのかということについては、今回の条例改正により増加するメーターの占める割合は低く影響は少ないと見込んでいるため、現在の契約内容のまま継続したいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 契約の締結（川島公営住宅建設（建築）工事）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第65号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第66号 専決処分の承認（平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長（田中博文）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第60号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、「議案第61号 契約の締結（川島公営住宅建設（建築）工事）」、及び「議案第65号 市道路線の認定」、以上3件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第66号 専決処分の承認（平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

「議案第67号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

市長（齊藤守史）

ただいま上程されました議案第67号の「公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。議案第67号は、平成25年7月17日付けをもって任期満了になります飯塚市等公平委員会委員につきまして、飯塚市菰田東2丁目6番9号樺島典仁氏を引き続き、同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

議長（田中博文）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第67号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第68号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第70号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

市長（齊藤守史）

ただいま上程されました議案第68号から議案第70号の「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、ご説明いたします。議案第68号から議案第70号の3件につきましては、平成25年9月30日付けをもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市弥山1639番地1 吉村清輝氏、飯塚市明星寺131番地1 井手昭美氏、飯塚市安恒182番地1 岡松育生氏を引き続き、同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

議長（田中博文）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案3件は会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第68号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第69号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、「議案第70号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

全会一致。よって、本案は同意することに決定いたしました。

「農業委員会委員の推薦」を議題といたします。12番 梶原健一議員が5月24日付で、農業委員会委員を辞任され、6月10日付で同委員会から辞任の同意を受けられています。飯塚市長から飯塚市議会議長に農業委員会委員1名の欠員補充について依頼がっております。

お諮りいたします。農業委員会委員の推薦については、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。農業委員会委員に9番 松本友子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました9番 松本友子議員を農業委員会委員に推薦したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、9番 松本友子議員を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

「議員提出議案第7号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

おはようございます。議員提出議案第7号の提案理由の説明を行います。案文を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。「慰安婦」問題での橋下徹「日本維新の会」共同代表の発言撤回をめぐる決議案、日本維新の会の橋下徹共同代表は5月13日、日本軍の慰安婦制度は必要だったと発言しました。その上、沖縄県に駐留する在日米軍司令官に対して風俗業活用を勧めたことも自ら明らかにしました。これに対して、全国多くの個人・市民団体などが抗議の声を上げ、沖縄でも25女性団体が、女性のみならず男性、すべての人間の尊厳を傷つけるものと抗議声明文を発表しました。この発言は公人のものとは思えない異常なもので、橋下氏の政党代表としての資格はもちろん、人間としての姿勢が問われているのは当然です。海外からも韓国をはじめ中国、アメリカなど各国から非難の声が上がっています。アメリカ国務省の報道官は常軌を逸しており侮辱的と異例の調子で非難しました。国内外の抗議や非難にも関わらず、橋下氏は必要だったとの発言を撤回していません。もともと日本軍慰安婦問題は、1993年の河野洋平官房長官談話で政府や軍部の関与を認めています。国連などの報告では戦時性奴隷と呼ぶのが、常識になりつつあるもので、女性の人権を徹底的に破壊し人間の尊厳そのものを冒瀆する国際的な戦争犯罪です。よって、飯塚市議会は橋下徹氏に対し慰安婦問題での発言に対し、撤回と謝罪を要求するものである。以上、決議する。平成25年7月2日、飯塚市議会ということで提案させていただいています。提案者は私。賛成議員に佐藤清和議員、松本友子議員をお願いしております。どうぞ皆さんの慎重な審議をお願いいたします。

議長(田中博文)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。11番 小幡俊之議員。

11番（小幡俊之）

提出者に数点ちょっとお尋ねいたします。この決議案の文面の中にもありますように、この決議案にある慰安婦に関する橋下発言の本来の文脈と全文は、提出者はどのようにして確認をされましたでしょうか。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

発言の全文というふうに言われると、ちょっとあれですけども、さまざまなこの間の一連の報道とか、インターネット等での文章を見させていただきました。

議長（田中博文）

11番 小幡俊之議員。

11番（小幡俊之）

まあ、メディア、インターネット、テレビ等でしょ。まあワイドショーも含めて、そういう知識での意見でしょうけれども、全文は見えていないということでもよろしいんですか。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

そういうことになります。

議長（田中博文）

11番 小幡俊之議員。

11番（小幡俊之）

ちょっと確認ですが、慰安婦に関する橋下発言と通称言われております発言は、5月13日の大阪市において登庁時のぶら下がり取材での発言でよろしいですか。もう1点、沖縄普天間在住の在日米軍司令官との談話中になされた米軍の風俗業の活用発言、これは同5月13日の退庁時のぶら下がり取材での発言でよろしいですかね。その2点、間違いありませんか。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

申し訳ありません、そのところ、ちょっとわかりませんが、アメリカの司令官の話は司令官のほうからこういうことだったという発言、正式な発言があったというふうに記憶しておりますけれども。

議長（田中博文）

11番 小幡俊之議員。

11番（小幡俊之）

そうですね。私の認識では、普天間基地の在日米軍司令官と、そういうことを言ったと本人がね、橋下氏本人が退庁時のぶら下がり取材で本人から述べて、世間に広がったということで、米軍の司令官がそういうことを言われたということで世間に知れ渡ったのではないかと思います。その点は別に論議する必要はありませんが、ちょっと何点か、内容についていまお聞きしたいんですけどね、冒頭、議案書の中に、日本軍の慰安婦制度は必要だったと発言しましたと、橋下徹さんですね、公にいまだ撤回してないということですが、これ橋下さんはだれに必要だったと言ったのか、提出者の主語の認識をちょっと教えてください。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

だれにと言われるとちょっとわかりませんが、これだけの大きなメディアを使ってずっと発言されていますよね、あと外国特派員とかの会見の中でもこういう発言をされているというふうに認識しております。

議長（田中博文）

11番 小幡俊之議員。

11番（小幡俊之）

いやあの、提出者がどのように主語を、提出者がどう思っているかを聞いているんであって、それに対して答えていただけます。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

必要だったということに対してですか。ちょっと質問の趣旨がわかりません。

議長（田中博文）

11番 小幡俊之議員。

11番（小幡俊之）

提出者の決議案の中に、いいですか、橋下さんが発言したんでしょ、その日本軍の慰安婦制度は必要だったと。だれがだれに言ったのかを提出者はどのように考えてあるんですかというのを聞いているんですよ。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

橋下徹氏が国民、そういう意味でいくと国民全体、メディアに乗っているわけですから、に対して言ったことだと思います。

議長（田中博文）

11番 小幡俊之議員。

11番（小幡俊之）

そのように受けとめられているんですね。で、それは「当時」必要だったという「当時」が抜けているのは事実ですか。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

もちろん従軍慰安婦の問題が起きたのは、その当時ですから、その当時で、いまその制度が必要かという論議ではないので、その当時のことだというふうに言われれば、その当時のことです。

議長（田中博文）

11番 小幡俊之議員。

11番（小幡俊之）

そうですね、個々、それぞれ歴史認識とか、意見は違うと思いますが、確かに文脈、全文を読みますと当時必要だったから慰安所があったんだという事実に基づいて発言していると私は理解したんですよね。そういう意味からこの議案書の文面は、「当時」というのが抜けているのでちょっと誤解を招くと思うのが1点と、その下のこの河野談話がありますよね。1993年、河野洋平官房長官の談話ですが、これで政府や軍部の関与を認めているとありますが、これは河野談話の文面をお読みになれましたか。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

1993年8月4日に河野洋平内閣官房長官が談話として、この間いろいろ国で慰安婦問題を調査した結果について、結果がまとまったのでということで報告をされておまして、その文章は読んでおります。

議長(田中博文)

11番 小幡俊之議員。

11番(小幡俊之)

俗に言う河野談話を私も読みましたけど、この決議書にありますように、政府の関与は、政府という表現はないんですね。旧日本軍でしょう。これは政府ではなくて。その点は間違いありませんか。

議長(田中博文)

4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

確かに当時の軍当局の要請によるというふうになっております。しかし、河野洋平談話では政府は、この機会に改めて心からお詫びと反省の気持ちを申し上げるということになっておりますから、政府の見解というふうにとっております。

議長(田中博文)

11番 小幡俊之議員。

11番(小幡俊之)

そのとおりですよ、政府の見解なんですよけれども、政府が慰安所設置等に関与したんじゃないでしょ、旧日本軍。河野談話の趣旨は慰安所はですよ、当時の軍当局の要請により設営されたものであってですね、慰安所の設置・管理、及び慰安婦の移送については旧日本軍が直接、あるいは間接的にこれに関与したと言っているんですね。なおかつ、慰安婦の募集にあたっては軍や官憲が関わった事実も明らかになったと言っていますよね。政府ではないんですよ。旧日本軍と政府をちょっと勘違いしているんじゃないかという点ですね。ですから、文面的なこの政府というのは旧日本軍による関与と書き改めなければいけないんじゃないかなと思うんですが、その点どうでしょうか。

議長(田中博文)

4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

当時はいわゆる軍部と政府は一体であったろうというふうに思いますので、これで問題ないと思いますけど。

議長(田中博文)

11番 小幡俊之議員。

11番(小幡俊之)

訂正する気がなければ問題ないでよろしいです。その後、そういった曖昧な表現によって2007年3月に第一次安倍内閣が強制による連行等はなかったと、政府の関与がなかった、軍の関与は強制的なものではなかったということで、これは閣議決定して意見書を出していますよね。談話といま政府の閣議決定、どっちが重いかというような世間の論争になっておりますが、そういうことはともかく、どう言いますかね、本市の市議会議員として、もしくは議会として論じるには、そもそもこの慰安婦制度とか、慰安婦問題を我々市議会として議論を交わしたとかいう過去にね、実績があって、それぞれの議員が歴史感とか、慰安婦問題に対して考えが熟知というか、まとまった中でね、市議会として決議するですよ、これ。それにはちょっと私とすれば軽々過ぎるというか、そんなイメージがあります。それでね、提出

者としては、この決議書、通常意見書はだれだれ宛にと、内閣総理大臣あてとか、そういうふうに見解書を提出、しっかりとしますが、あくまでも今回決議ですからね、飯塚市議会として決議したというのが表面に出るわけですよ。市議会の決議というのは一般的な市民、もしくは関係者が見ますと全員がそのように問題あるというふうに誤解されやすい。意外とね。で、賛同者だけの署名をもって仮に決議するのであれば、だれだれさんの議員が決議したということになるんですよ。そうでない方もおられます。ですから、非常に市議会としての決議というのは結構重いですね。そういう意味で提出者が決議をしたい理由、もしこれが、もしですよ、可決と否決、どちらでもいいんですが、可決にせよ、この決議を橋下徹さん本人に、一番最後に慰安婦問題での発言に対して撤回と謝罪を要求するとなっていますが、どのようなスタイルで要求するつもりでしょうか。本人に手渡すの。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

もちろん決議をすれば、決議したわけですから御本人に手渡すまでの必要はないと思います。送付すればいいのではないかなと思います。それと慰安婦問題でいろいろ分れると言われますけれども、やはり、ときの河野談話というのはそれなりにきちんと政府の関与を、政府と言ったらいけなかったんですかね、まあ政府としてこれに対して謝罪をすると、今後このことについてもきちんと調査して、こういう歴史を繰り返さないようにというふうなことで、本当に世界に向けて、正式な談話ですから、これは慰安婦問題に対する日本政府、日本の国の認識だというふうに理解しております。その後、いろいろ歴史認識の違う、いまの安倍首相もそうなんだろうけれども、そういういろんな閣僚とか、いろいろいて、違う発言が出てきておりますけれども、この河野談話っていうのはやっぱり世界にきちんと受け止められていますし、いま一番きちんとした日本での慰安婦問題での認識だと思います。このように、やっぱり無理やりいろんなところから連れてこられたりする、こういうことで本当に大変な苦しみを味わった人達がいたっていうことは事実だと思いますので、このことに関して抗議する、本当に人権無視のやっちはならないことだったというふうに認識しておりますので、やはり慰安婦問題、いろいろ言われるかもしれませんが絶対にやっちはならないことであり、このことを公の人が、公の場所で言うと、いわゆる一番戦争犯罪の大変な部分での人権問題であると思います。ぜひ、皆さんの同意をお願いしたいと思います。

議長（田中博文）

11番 小幡俊之議員。

11番（小幡俊之）

河野談話とかの歴史的な、もう1993年の談話ですから、その内容を語っているわけではないんですよ。書く以上は、決議の文面を、市議会が決議する以上は文面を間違っただけではないですかということから、政府じゃなくて正式には旧日本軍と河野談話では言っていない。としか、言っていないので、みんなに提案して諮るのは構いませんけど、そこへんの文言をきっちりと審査した上で書かないと、このままの文章で賛成、反対は別ですよ、このままの文章を通しますと、我々議会の認識不足とか、勉強不足のものが表れてきますから、その点注意された方がよろしいんじゃないですかということです。それともう一点最後になります。長々聞いてもしかたないんで、これは議会としてそういう形で決議をしたいのか、あなた共産党として、政党間の駆け引きでこの議会を利用しようとしてやっているのか、その点だけ率直に教えてください。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

政党が云々ということはない、共産党はこの問題に対して確かに反対ですけれども、だから政党間の駆け引きだとか、なんとかということはありません。本当に多くの女性のみならず、というふうに書いていますけれどもいろんな方から御意見もいただいておりますし、人としてこの問題に取り組んでいきたいというふうに思っています。

議長（田中博文）

他に質疑ありませんか。7番 永末雄大議員。

7番（永末雄大）

2点確認させてください。まず決議案の中の1行目、慰安婦制度が必要だったという発言がありますけども、この必要だったってものの、この主語はだれという認識のもと渡されるのでしょうか。だれが必要ということでは言っているのでしょうか。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

日本軍にとってということだと思いますけど。どういうふうに発言していいのかわかりませんが、士気高揚だとか、そういう意味で軍として必要だったというふうに思われているのではないのでしょうか。

議長（田中博文）

7番 永末雄大議員。

7番（永末雄大）

では、軍として必要という趣旨で出されるということではよろしいですか。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

そういうふうに発言されたのは橋下徹氏でありますので、真意はわかりませんが、橋下徹氏が慰安婦制度が必要だったというふうに言ったこと自体が問題、日本軍にとって必要だったというふうに、まあどちらにしても軍にとって必要だったんだというふうな認識を橋下氏がもたれているということですので、この言葉自体が問題であろうと思います。

議長（田中博文）

7番 永末雄大議員。

7番（永末雄大）

もう一点、すいません最後、先ほどの小幡議員とのやりとりの中で宮嶋議員のほうから河野談話が現政府の正式な認識であるというふうな感じで言われたと思うんですけども、それはそれでよろしいのでしょうか。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

いま正式に認められている、いろいろ発言はされておると、時の総理が発言されておると思いますけれども、これが歴史認識、いまの日本政府の歴史認識だというふうに理解しています。

議長（田中博文）

7番 永末雄大議員。

7番（永末雄大）

あくまで河野談話が今の日本政府の正式な認識というもとの、この決議案を出されるということではよろしいのでしょうか。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

はい、それで結構です。

議長(田中博文)

他に質疑はありませんか。24番 岡部 透議員。

24番(岡部 透)

ちょっと確認の意味を込めて質問を1点だけさせていただきます。いま他の議員の中からいくつかの質疑が出てきたんですけど、私は今回の議員提出議案の趣旨というのは、要するに言うてはいけないことを言ったということが、国益に、国民にもプラスのイメージではなくてマイナスイメージを出したということをおあなたが言われているのか、それとも史実に基づいてあったのか、なかったのかなんていう話の中まで入るつもりで、この議員提出議案を出されたのか。要するに私は、要するに今の時代にリーダーが言っちゃいけないことを言ったことによって、日本の国益にも国民にもマイナスのイメージが起きたという意味で、この議員提出議案を出されている、地方からでも発信してノーと言うならならノーと言いましょうと、今回の問題について。いけないことはいけないこと、そういうふうには聞こえたんですけど、それでいいんですか、悪いんですか。

議長(田中博文)

4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

言ったらいけないことを言ったということじゃなくって、この慰安婦問題、慰安婦自体があってはならない...

(「議長、休憩」と呼ぶ者あり)

議長(田中博文)

暫時休憩いたします。

午前 10時51分 休憩

午前 10時52分 再開

議長(田中博文)

本会議を再開いたします。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

今回の問題に関しては、橋下徹氏がこういう発言をされたということに対する謝罪を要求するものでありますので、あくまでもこの橋下氏の慰安婦問題での発言の撤回と謝罪、これを要求するということをお願いします。

議長(田中博文)

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。7番 永末雄大議員。

7番(永末雄大)

今回、宮嶋議員のほうから出されました、慰安婦問題での橋下徹、日本維新の会共同代表の発言撤回を求める決議案に対して反対の立場から討論させていただきます。先ほどの質疑のほうでも聞かせていただきましたけれども、まずこの決議案のほうの文面として、宮嶋議員のほう、提案者のほうから河野談話が現政府の正式な認識であるということで、これを出すということではなりました。で、ただ事実認識として、2007年の安倍内閣の閣議決定

等も行われております。このあたり、まだ政府の見解というのは明確になっておりません。それをあくまで河野談話が政府の正式な見解だということを出すというのは、現在の事実認識的にちょっと難しいものがあるんじゃないかと思います。ですので、この点でこの決議の内容自体に不備があると思いますので、こちらの部分、反対の態度をとらせていただきます。

議長（田中博文）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第7号 「慰安婦」問題での橋下徹「日本維新の会」共同代表の発言撤回を求める決議」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成少数。よって、本案は否決されました。

「議員提出議案第8号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。19番 藤浦誠一議員。

19番（藤浦誠一）

議員提出議案第8号の提案理由の説明をいたします。提案理由の説明の前に、補足的な、ちょっと意見を申し上げておきたいと思います。そもそも飯塚市は国旗、日の丸と特別な縁があり、明治時代に日の丸が国旗として制定された際に、日の丸の染料に旧筑穂町の茜が用いられたとされております。この茜の地元である本市議会において国旗、日の丸を掲揚することは地元の伝統や文化を尊重し、郷土を大切にするという意識の高揚にも資するとともに、本市のイメージアップ、発展にも大いに寄与するというふうに考えるものであります。本議員提出議案第8号は決議案でありますので、案文を朗読して提案理由説明にかえさせていただきます。「議員提出議案第8号 国旗掲揚に関する決議案」、世界各国において国旗は国の象徴として大切にされ、敬愛されているものであり、去る平成11年8月13日には国旗及び国歌に関する法律が公布、即日施行されております。国会では国旗が掲揚され、また平成23年10月現在で全国の市町村議会1,742議会中815議会、また福岡県内の60議会中29議会で国旗が掲揚されている。よって、本飯塚市議会においても国や郷土を大切にすることを涵養するため議場に国旗を掲揚する。以上決議する。よろしくご審議願います。

議長（田中博文）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

国旗及び国歌に関する法律が制定されたというふうに言われておりますが、この国旗及び国家に関する法律で国旗の掲揚についての文言があるのでしょうか。

議長（田中博文）

19番 藤浦誠一議員。

19番（藤浦誠一）

文言云々は私は熟知しておりませんが、国旗・国歌を大事にするという、その精神に賛同

して提案をさせていただいておるわけです。

議長（田中博文）

4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

国や郷土を大切にすることを涵養するために、議場に国旗を掲揚するというふうに言われておりますが、議場に国旗を掲げることと、国や郷土を大切にすることをどういうふうにつながるのかわかりませんが、その辺の説明をお願いいたします。

議長（田中博文）

19番 藤浦誠一議員。

19番（藤浦誠一）

そもそもその辺の考え方は、個人個人あってもよろしいのではないかとこのように思いますが。私は日本国民として、この国旗、国歌を大事にしていきたいというふうに思っております。

議長（田中博文）

他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番（宮嶋つや子）

ただいま提案のありました国旗掲揚に関する決議案に対して、反対の立場から討論をいたします。まず、国旗・国歌に関する法律というのは第1条で国旗を日章旗とすると、それと第2条で国歌は君が代とすると、この2つの文言しか、二条しかないんですね。国旗を掲揚しなければならないというようなこともありませんし、法律でそういうことも定められておりません。そのことをまず最初に申し上げておきたいと思っております。日の丸はですね、古い時代から日本のシンボルということになってきました。戦前、政府や軍が日の丸を旗印にしてアジアの国々を攻め込んだという歴史があります。アジアと日本の国民を苦しめ、多くの命を奪った旗でもあるわけです。このような歴史を持つ旗は…（発言する者あり）聞いてください。このような歴史を持つ旗は日本のシンボルにはならないのではないかとこのように思いますが、いま盛んに、制定はされましたけれども、いろんな論議があつて、賛成反対、いろんな論議があつております。高齢者の方の中には日の丸の後ろには奉安殿が見えるというふうにおっしゃる方が、私、奉安殿、知りませんが、いらっしゃいます。天皇制の復活になるのではないかと。特にいま安倍首相は国防軍をつくるなどと言われておりますので、そういう戦争への道につながってくるのではないかとこのように心配の声もあります。そういう中で国や郷土を大切にすることを涵養するというようなことで、まだまだ反対意見がある中で、議場に国旗を掲揚することは正しくないというふうに思っています。この国旗及び国歌に関する法律が制定されたときの首相であります小渕敬三首相は、1999年6月の衆議院本会議において国旗の掲揚に関して義務づけなどを行うことは考えていないというふうに答弁をされていることも申し述べて、この決議案に反対の態度をとらせていただきます。

議長（田中博文）

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第8号 国旗掲揚に関する決議」について、原案どおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

「議員提出議案第9号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。20番 明石

哲也議員。

20番（明石哲也）

議員提出議案第9号について、提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し送付先を申し述べさせていただきます。「少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣あてに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（田中博文）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第9号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

「報告第8号 専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））」、及び「報告第9号 専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））」、以上2件の報告を求めます。学校給食課長。

学校給食課長（新ヶ江一之）

報告第8号及び第9号について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げます。

報告第8号は議案書の45ページ、報告第9号は議案書の46ページでございます。事件の概要の7件11名の者は学校給食費を滞納し、再三の催告にも関わらず納入せず、協議のための呼び出しにも応じなかったため、飯塚簡易裁判所に支払い督促の申立てを行いました。この支払督促に対し、相手方が分割納入を求める督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法第395条の規定により、訴訟手続きに移行したものでございます。今後も引き続き支払いに対し誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から厳正に法的措置を行い適正化に努めてまいります。

以上簡単でございますが、報告を終わります。

議長（田中博文）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第10号 継続費繰越計算書の報告（平成24年度飯塚市一般会計）」、「報告第11号 繰越明許費繰越計算書の報告（平成24年度飯塚市一般会計）」、「報告第12号

繰越明許費繰越計算書の報告（平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計）」、及び「報告第13号 事故繰越計算書の報告（平成24年度飯塚市一般会計）」、以上4件の報告を求めます。財政課長。

財政課長（倉智 敦）

報告第10号、第11号、第12号、及び第13号についてご報告いたします。議案書の47ページをお願いいたします。報告第10号の継続費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告をいたすものでございます。内容につきましては、次の48ページの継続費繰越計算書によりご説明いたします。一般会計におきまして、2款総務費、1項総務管理費の新庁舎建設事業に係るオフィス環境整備支援業務委託料における平成24年度の年割額の執行残額170万円を平成25年度に繰越しいたしたものでございます。

議案書の49ページをお願いいたします。報告第11号の繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成24年度の一般会計におきまして繰越明許費を設定いたしておりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をいたすものでございます。内容につきましては、次の50ページから52ページにかけて記載しております繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。

50ページの2款総務費、1項総務管理費、川島納骨堂建替事業から52ページの13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費までの計43件の事業につきましては、主に、国の補正予算に伴う前倒し事業、地域活性化予備費等による事業実施の前倒し事業、鎮西地区、穂波東地区の小中学校統合事業に係るスケジュールの変更、及び用地交渉の遅延などにより年度内の完了が見込めない事業について繰越明許費を設定いたしておりましたが、52ページの翌年度繰越額の合計の欄に掲げておりますように、合計で48億1268万5378円を平成25年度へ繰り越しいたしております。

議案書の53ページをお願いいたします。報告第12号の平成24年度の学校給食事業特別会計におきましても繰越明許費を設定いたしておりましたので、一般会計と同様に地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をいたすものでございます。内容につきましては、次の54ページに掲載しております繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。1款学校給食費、2項施設整備費の菰田小学校自校式給食施設整備事業以下8件につきましては、国の補正予算による前倒し事業、及び地域活性化予備費等による事業実施の前倒しなど、年度内の完了が見込めない事業について繰越明許費を設定いたしておりましたが、翌年度繰越額の合計の欄に掲げておりますように、合計で10億4666万3千円を平成25年度へ繰り越しいたしております。

議案書の55ページをお願いいたします。報告第13号の事故繰越計算書の報告につきましては、平成24年度の一般会計におきまして事故繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告をいたすものでございます。内容につきましては、次の56ページに記載しております事故繰越計算書によりご説明いたします。13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費の弥山市場（水路）災害復旧工事につきましては、説明の欄に記載しておりますように、請負業者の不適切な工程管理により工事遅延となりましたため、翌年度繰越額の欄に掲げております256万2千円を平成25年度に繰り越しいたしたものでございます。

以上で、報告を終わります。

議長（田中博文）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件4件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第14号 平成24年度飯塚市水道事業会計の予算繰越」、及び「報告第15号 平成24年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越」、以上2件の報告を求めます。上下水道局総務課長。

上下水道局総務課長（中村雅彦）

「報告第14号 平成24年度飯塚市水道事業会計の予算繰越」について御報告いたします。

議案書の57ページをお願いします。本件は、平成24年度の水道事業会計予算に計上していましたが、資本的支出予算の一部を平成25年度に繰越しましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものでございます。内容につきましては、58ページの水道事業会計予算繰越計算書により御説明いたします。第8期拡張事業費の高度浄水施設等整備事業で、平成24年度予算に2735万8千円を計上していましたが、内野浄水場浄水施設新設工事（土木、機械）において、地元調整に時間を要したため、着工が遅れ、平成24年度中に出来高払いが発生しませんでしたので、その全額を平成25年度に繰越して使用するものでございます。

次に、59ページをお願いします。「報告第15号 平成24年度飯塚市下水道事業会計の予算繰越」について御報告いたします。本件は、平成24年度の下水道事業会計予算に計上していましたが、資本的支出予算の一部を平成25年度に繰越しましたので、同じく地方公営企業法の規定に基づき報告するものでございます。内容につきましては、60ページの下水道事業会計予算繰越計算書によりご説明いたします。建設改良費の施設整備事業と施設改良事業につきましては、国土交通省との協議が発生し、年度内完了が見込めないため、3億5800万円を平成25年度に繰越したものでございます。

以上で、予算繰越についての報告を終わります。

議長（田中博文）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第16号 平成24年度飯塚市土地開発公社の決算」、及び「報告第17号 平成25年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。建設総務課長。

建設総務課長（吉原文明）

議案書61ページ、報告第16号から66ページの報告第17号まで、飯塚市土地開発公社の報告をいたします。

まず、最初に議案書の61ページをお願いします。「報告第16号 平成24年度飯塚市土地開発公社の決算」をご説明いたします。別冊になっております平成24年度飯塚市土地開発公社の決算書をお願いします。

1ページをお願いします。平成24年度の事業報告でございます。事業計画では、事業件数5件、面積5万3429平米、8億599万9千円であります。特別分といたしまして3件の買収する計画がありましたが、平成24年度の買収事業といたしましてはありませんでした。なお、事業計画は平成25年度以降へ繰り越し、引き続き実施の予定です。また、あっせん分2件につきましては繰越明許費のため、平成25年度も引き続き実施いたします。3ページをお願いします。事業の説明でございます。只今、説明いたしました事業の実施状況を事業ごとに記載したものであります。内容の説明は省略させていただきます。4ページをお願いします。平成24年度の収入支出報告書でございます。はじめに、収益的収入及び支出ですが、収入決算額949万2276円、支出決算額949万2276円となっております。5ページをお願いします。資本的収入及び支出でございますが、収入決算額15億

2596万3718円、支出決算額15億3205万9122円となっております。6ページをお願いします。平成24年度の損益計算書でございますが、平成24年度は当期純利益としては0円となっております。7ページをお願いします。平成24年度の貸借対照表でございます。資産合計19億4771万3263円、負債合計19億3970万4967円となっております。また、負債と資本の合計は19億4771万3263円となっております。次の8ページから14ページまでに、平成24年度のキャッシュフロー計算書、財産目録及び付属明細表を付けております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案書の62ページをお願いします。「報告第17号 平成25年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」をご説明いたします。次のページをお願いします。平成25年度の事業計画でございます。特別分3件、面積で5,225平米、事業費といたしまして、3億9406万8千円を平成24年度からの継続事業として予定しておりますが、本年度におきましても事業の予定はございません。また、あっせん分といたしまして2件、面積で4万8204平米、事業費といたしまして、4億7857万8千円を予定しております。次の64ページから66ページまでに、只今、説明いたしました事業計画に基づき作成しました、平成25年度の予算、予算実施計画を付けております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、報告第16号及び報告第17号の説明を終わります。

議長（田中博文）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第18号 平成24年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の決算」、及び「報告第19号 平成25年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の予算」、以上2件の報告を求めます。管財課長。

管財課長（高瀬英一）

財団法人飯塚市都市施設管理公社の平成24年度決算及び平成25年度予算の報告をいたします。

議案書の67ページをお願いいたします。「報告第18号 平成24年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の決算」について、ご説明いたします。別冊になっております飯塚市都市施設管理公社決算書の1ページをお願いいたします。平成24年度の事業報告になりますが、「1.総括」にあげておりますように受託事業といたしまして市民広場の管理業務などの5つの業務を実施しております。

次に、下段の米印の財団法人飯塚市都市施設管理公社の解散についてですが、国の公益法人制度改革に伴い、新公益法人への移行等の検討を行いましたが、理事会の公社解散の決定を受け、平成25年3月31日をもって解散いたしました。したがって、平成24年度決算において当公社の都市施設管理事業は終了し、平成25年度は解散に伴う清算の事務を行います。なお、前述の管理事業は、今後、市事業として継承することとなります。2ページをお願いいたします。受託事業総括表に5つの受託事業の受託金額、受託概要等について記載しております。続きまして、3ページから5ページにかけまして、この5つの事業につきまして、それぞれ受託金額、施設の管理状況等について記載しております。内容の説明については、省略させていただきます。次に、6ページをお願いいたします。平成24年度の収支決算ですが、当期収入合計、中ほどの（A）欄の決算額は1億1961万2480円で、当期支出合計、下から3行目の（C）欄の決算額は1億1772万143円で、当期の収支差額は189万2337円の黒字決算になります。これを前期繰越収支差額397万3368円に加えますと、次期繰越収支差額は586万5705円となっております。なお

7ページから9ページにかけて正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の財務諸表を付けております。また10ページから12ページにかけて決算監査意見書を付けておりますが、内容の説明については省略させていただきます。

次に議案書の68ページをお願いいたします。「報告第19号 平成25年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の予算」について、ご説明いたします。70ページをお願いいたします。平成25年度財団法人飯塚市都市施設管理公社予算は、解散後の清算手続きに係る予算であります。前期繰越収支差額等の収入計612万8千円、及び管理費の負担金等、及び予備費の支出計146万8千円を計上しております。この収支差額466万円と執行残額を併せた金額が残余財産となる見込みです。

以上簡単ですが、報告を終わります。

議長（田中博文）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第20号 平成24年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」、及び「報告第21号 平成25年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（松原克彦）

「報告第20号 平成24年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」、及び「報告第21号 平成25年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」について、ご報告いたします。

議案書の71ページをお願いいたします。まず、「報告第20号 平成24年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」につきまして、ご説明いたします。本報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

別冊となっております。財団法人飯塚市教育文化振興事業団の平成24年度事業報告及び決算書により報告させていただきます。別冊の決算書の1ページをお願いいたします。財団法人飯塚市教育文化振興事業団の業務は、飯塚市文化会館指定管理者業務とその他の管理受託事業として、コミュニティセンター他4施設の管理運営業務を行っております。飯塚市文化会館指定管理者業務は、文化会館及び駐車場の管理業務と芸術文化事業等の実施が主なものとなっております。1ページから2ページにその概要を記載しております。自主文化事業につきましては、（1）観賞事業として、「井上陽水LIVE 2012」他7事業、（2）参加育成事業として、「飯塚コスモスコモン少年少女合唱団」他10事業、（3）支援事業として、「大正琴プレコンサート」他5事業、（4）出前事業として、「イヅカコスモスコモン出前コンサート」他2事業、（5）情報提供事業として、機関紙「秋桜散歩道」の発行を実施しております。

次に、その他の受託事業5件の概要を記載しております。3ページをお願いいたします。平成24年度の理事会の議決事項を記載しておりますが、それぞれの理事会で承認を得た議決事項ですので説明は省略させていただきます。4ページから9ページにかけて文化会館の管理運営業務、及びその他の受託事業に係る事業概要・施設の利用状況等を記載しております。説明については、省略させていただきます。10ページをお願いいたします。このページは、平成24年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算報告であります。決算額の当期収入合計2億3830万824円から当期支出合計2億3300万5487円を差し引いた当期収支差額は529万5337円の黒字となっております。また、これに前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は、1462万1166円となっております。11ページに正味財産増減計算書、12ページに貸借対照表、13ページに財産目録を載せております。ま

た、14ページは事業団の監査結果でございますので、内容説明につきましては省略させていただきます。決算については、以上でございます。

続きまして、「報告第21号 平成25年度財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」につきまして、ご説明いたします。議案書の72ページをお願いいたします。本報告につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

議案書73ページをお願いいたします。財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、平成24年度4月から飯塚市文化会館の指定管理者として5年間の管理運営を行うことを受託し、特例財団法人から公益財団法人への移行申請を行っており、飯塚市における市民の芸術及び文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与し、認定後は公益財団法人として、新たな事業展開を目指す予定でございます。74ページから77ページにかけて事業区分別事業計画の概要を記載しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。78ページをお願いいたします。先ほど、ご説明いたしましたように公益法人への移行申請に伴い、本年度より新公益法人会計基準による予算編成となっておりますので、昨年度の様式及び区分等が異なっていることをご了承願います。予算は、収入合計2億4359万7千円に対し、支出合計2億4495万9千円でございます。収入の主なものは、文化会館指定管理料、文化会館利用料収入及びその他の受託収入であります。支出の主なものは、文化会館施設管理費、イイヅカコミュニティセンター等の施設管理費などでございます。79ページから82ページの収支予算及び内訳を記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

議長（田中博文）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第22号 平成24年度財団法人サンビレッジ茜の決算」、及び「報告第23号 平成25年度財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。
商工観光課長。

商工観光課長（石松美久）

報告第22号及び報告第23号について、ご報告いたします。議案書の83ページをお願いいたします。まず、「報告第22号 平成24年度財団法人サンビレッジ茜の決算」につきまして、ご説明いたします。本報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

別冊となっております財団法人サンビレッジ茜の平成24年度事業報告及び決算書の1ページ公益事業報告をお願いいたします。公益事業につきましては、住民等の野外活動の振興、勤労者等の余暇活動の充実、スポーツ団体・学校団体などの交流促進を図ることにより、住民福祉の向上、青少年の健全育成、活力と魅力あふれる地域づくりに寄与することを目的としております。事業内容としましては、1ページから3ページにかけまして、「1. サンビレッジ茜の経営受託」から「6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業」に記載いたしておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。平成24年度の公益事業の収支決算につきましては、3ページから6ページに収支決算書を添付しております。4ページの上段に記載しておりますとおり、収入の決算額は6788万9190円、支出の決算額は、5ページの下段に記載しておりますとおり6472万8828円となっております。単年度収支としましては316万362円の黒字となっております。前年度繰越額が107万700円となっておりますので、次年度繰越

額は423万1062円となっております。以下、7ページから12ページにかけて、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び監査報告書を添付しております。

内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、収益事業についてご報告いたします。13ページをお願いいたします。収益事業につきましては、公益事業の目的達成のための付随的事業でありまして、事業内容としましては、「1.効率的な事業運営の推進」、「2.地元の特性を活かしたメニュー開発と顧客の確保」に記載いたしておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。収益事業の収支決算につきましては、14ページから15ページに収支決算書を添付しております。14ページの中段、やや下に記載しておりますとおり、収入の決算額は1561万4960円、支出の決算額は、15ページの中段に記載しておりますとおり1550万3065円となっております。単年度収支としましては11万1895円の黒字となっております。前年度繰越額が58万3872円となっておりますので、次年度繰越額は47万1977円となっております。以下、16ページから19ページにかけて、損益計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、「報告第23号 平成25年度財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」につきまして、ご説明いたします。議案書84ページをお願いいたします。本報告につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。議案書85ページをお願いいたします。平成25年度財団法人サンビレッジ茜公益事業計画につきましては、85ページから86ページにかけて、事業の基本方針及び内容7項目につきまして記載いたしております。総合的な自然体験型教育の拠点施設づくりを行い、子どもから高齢者まで、幅広く親しまれる教育的事業を「茜キャンパスプロジェクト」として展開していくこととしております。公益事業の予算につきましては、87ページに記載しておりますとおり、収入・支出とも同額の7374万1千円を予定いたしております。詳細内容につきましては、以下、88ページから91ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。92ページをお願いいたします。次に、収益事業計画といたしましては、公益事業の目的達成のための付随的事業として実施するもので、レストランによる食事の提供が主な事業となっております。予算につきましては、93ページに記載しておりますとおり、収入・支出とも同額の1913万4千円を予定いたしております。詳細内容につきましては、以下、94ページから95ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第22号及び報告第23号についての報告を終わります。

議長（田中博文）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。16番 上野伸五議員。
16番（上野伸五）

報告第23号についてお聞かせください。議案書の85ページ、自主事業の欄の括弧5、春夏にナイターを利用したスノーボード事業を実施しますとありますが、この事業、いつからやられてありますか。

議長（田中博文）

商工観光課長。

商工観光課長（石松美久）

スノーボードの事業につきましては、今年度から実施することといたしております。

議長（田中博文）

16番 上野伸五議員。

16番(上野伸五)

私、以前、これをお聞きしたときに、人工芝が非常に痛むのでスノーボードはやれないというふうに御答弁いただいた経緯があるんですが、本年度からどういうふうな経緯で事業実施に至ったのか、聞かせてもらっていいですか。

議長(田中博文)

商工観光課長。

商工観光課長(石松美久)

以前、スノーボードにつきましては、先ほど質問議員も言われますとおり芝が痛むのでというところで、実施を延期してまいった経緯がございますが、いろいろ調査をその後させていただきまして、本当にどれくらい痛むのかということ、それとスキーとスノーボード、それが混在してはなかなかできないだろうとか、種々いろいろ問題、課題を解決するためのいろいろ調査をさせていただきました。それで、スノーボードにつきましても、芝が傷むというのは、エッジが効くとかいうのがあるんですけども、いまの状況でもやれるだろうと、痛んだ分については替える必要があるかもしれませんが、スキーとさほど痛みが変わりがないというふうなところで結論付けましたので、実施すると。ただ時間帯につきましては、混在すると危ないというところもございますので、時間帯は検討させていただき、近々試験的にまずやらせていただこうと思っております。

議長(田中博文)

16番 上野伸五議員。

16番(上野伸五)

やれるようになったことは大変いいんですけども、私が質問したときはやれないという答弁で終わってしまいましたので、こういうふうになるようになったときには、ちゃんと検討しているとか、こういうふうになりましたとかいうのを、課長だけじゃないと思うんですけど、きちんと優しく説明していただきますように皆さんにお願いします。

議長(田中博文)

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

議席の一部変更についてを議題といたします。議席番号及び氏名を議会事務局に発表させます。議会事務局次長。

議会事務局次長(中村武敏)

変更になりました議席番号及び氏名を発表いたします。3番 永末雄大議員、4番 小幡俊之議員、5番 江口 徹議員、6番 平山 悟議員、7番 宮嶋つや子議員、11番 梶原健一議員、12番 古本俊克議員、13番 松延隆俊議員、14番 吉田健一議員、16番 守光博正議員、17番 八兒雄二議員、21番 田中裕二議員、22番 上野伸五議員、23番 鯉川信二議員、25番 藤本孝一議員、以上でございます。なお、議席番号及び氏名票につきましては、9月定例会までに準備いたしますので、よろしく願いいたします。

議長(田中博文)

お諮りいたします。ただいま発表いたしましたとおり、議席を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま発表いたしましたとおり議席を変更することに決定いたしました。それでは、ただいま決定いたしました席にそれぞれお着き願います。

(議席交替)

署名議員を指名いたします。14番 吉田健一議員、18番 秀村長利議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成25年第3回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午前11時47分 閉会

出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	田中博文	16番	守光博正
2番	瀬戸元	17番	八児雄二
3番	永末雄大	18番	秀村長利
4番	小幡俊之	19番	藤浦誠一
5番	江口徹	20番	明石哲也
6番	平山悟	21番	田中裕二
7番	宮嶋つや子	22番	上野伸五
8番	佐藤清和	23番	鯉川信二
9番	松本友子	24番	岡部透
10番	道祖満	25番	藤本孝一
11番	梶原健一	26番	兼本鉄夫
12番	古本俊克	27番	森山元昭
14番	吉田健一	28番	坂平末雄
15番	石川正秀		

(欠席議員 1名)

13番 松延隆俊

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 中村 武 敏

調査担当主査 高橋 宏 輔

書 記 岩熊 一 昌

議事係長 斎藤 浩

書 記 淵上 憲 隆

書 記 有吉 英 樹

説明のため出席した者

市 長 齊藤 守 史

会計管理者 西 敬 由

副 市 長 田中 秀 哲

財政課長 倉智 敦

教 育 長 片峯 誠

管財課長 高瀬 英 一

上下水道事業管理者 梶原 善 充

商工観光課長 石松 美 久

企画調整部長 田代 文 男

建設総務課長 吉原 文 明

総 務 部 長 小鶴 康 博

上下水道局総務課長 中村 雅 彦

財 務 部 長 石田 慎 二

学校給食課長 新ヶ江 一 之

経 済 部 長 伊藤 博 仁

生涯学習課長 松原 克 彦

市民環境部長 白水 卓 二

こども・健康部長 高倉 孝

福 祉 部 長 大久保 雄 二

公営競技事業部長 加藤 俊 彦

都市建設部長 才田 憲 司

上下水道局次長 諫山 和 敏

教 育 部 長 瓜生 守

企画調整部次長 大谷 一 宣

都市建設部次長 菅 成 微

議 長

副 議 長

署名議員 番

署名議員 番